

日本に帰国する際のフライトに関する留意事項

2020年5月8日

<ポイント>

欧州経由で日本に帰国する場合、シェンゲン協定域内（欧州）で2回の乗り継ぎが必要となる路線を使用することを避けてください。

<本文>

- ボリビアよりチャーター機でサンパウロに到着した邦人が、パリ及びアムステルダムを経由して日本（大阪）に帰国するため、サンパウロでトランジットをしてエールフランス航空のフライトに搭乗しようとしたところ、同航空会社より搭乗を拒否される事案が発生しました。
- エールフランス航空によると、現在、シェンゲン協定域内（欧州）（注）で2回の乗り継ぎを行うことは禁止されており、その旨をフランスのイミグレーションにも確認済みということで、搭乗を拒否したとのこと。
- 現在、そのようなルールが存在するの否かをフランス政府に照会しているところですが、ルールが明確になるまでの間は、シェンゲン協定域内で2回の乗り継ぎが必要となる路線で帰国しようとしても、今回同様、航空会社によって搭乗を拒否されることが見込まれます。
- つきましては、サンパウロ等を経由して日本に帰国する場合には、シェンゲン協定域内で2回の乗り継ぎが必要となる路線を使用することは避けていただきますよう、宜しくお願いいたします。

注) シェンゲン協定域内国：26カ国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

（問い合わせ先）

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp

在ポルトアレグレ領事事務所

－電話：51-3334-1299

－e-mail：cjpoa@c1.mofa.go.jp